

事務連絡
令和3年9月16日

障害福祉サービス事業所等 管理者 様

石川県健康福祉部障害保健福祉課

障害者支援施設等における感染防止対策等の徹底について（再周知）

平素より、本県の障害福祉施策にご協力いただくとともに、日々、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご対応いただいていることに御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については、感染力がより強いとされているデルタ株による感染が広がっているなどにより、新規感染者数は、依然として一定程度の水準で推移しています。障害者支援施設等（障害福祉サービス事業所、障害児入所施設、障害児通所支援事業所等を含む。以下、同じ。）においても、全国でクラスターが多数発生していること等から、引き続き強い危機感をもって対処していただく必要があります。

こうした状況を踏まえ、障害者支援施設等における感染防止対策等を改めてお示しいたしますので、今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 障害者支援施設等における感染防止対策の徹底について

(1) 感染対策マニュアルや業務継続ガイドライン等の活用

障害者支援施設等は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な障害福祉サービス等が継続的に提供されることが重要であります。また、感染対策については、普段からの健康管理や手指消毒等の基本的な感染対策を徹底するとともに、感染者発生時に備え、感染防護具の着用やゾーニング等の感染管理等について、事前にシミュレーションを実施することが重要です。

そのため、障害者支援施設等におけるサービスの提供にあたっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底いただくとともに、感染対策や感染者発生に備えた対応の実践について、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉

部作成)や「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」(令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成)等を活用していただきたい。

また、感染対策マニュアルには、「障害特性に応じた支援」として、マスクの着用が困難な利用者に対する対応時の留意点等も示しており、基本的な感染対策のみならず、このような障害特性に応じた対応もお願いします。

加えて、本県では、石川看護協会のご協力のもと、障害者支援施設等における感染防止の取組に対する疑問や不安に対応するための相談窓口を開設しているため、積極的に活用いただきたい。

(参考)

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」(令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>

- ・「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」(令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成)、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」(令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

- ・感染症防止に関する相談窓口(事業所・施設向け)

公益社団法人石川県看護協会内

電話：月・火曜(076)208-3606(祝日、年末年始を除く10時～16時)

メール kansenboushi@nr-kr.or.jp(随時)

FAX：(076)208-3607(随時)

※可能な限り、施設等の看護職員からご相談ください。

(2) 感染防止対策等に係る研修動画の活用

障害者支援施設等の職員の感染症への対応力の向上を目的とした、必要な知識や必要な感染症の知識や対応方法等に係る研修会動画を厚生労働省及び本県のホームページに掲載しているため、1(1)の感染対策マニュアルとあわせて効果的に活用いただきたい。

また、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部等が高齢者施設等における感染時の対応等をテーマとして開催しているウェブセミナーの内容は、障害者支援施設等における感染防止対策の実施に際し参考になることから、過去のウェブセミナー配信動画についても活用いただきたい。

(参考)

- ・障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等職員のための感染症対策の研修会の動画及び実地研修の概要（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00008.html

- ・高齢者施設や障害者施設等職員のための感染症対策に関する研修動画（石川県ホームページ）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/kansenboushi.html>

- ・厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部等が開催するウェブセミナー（厚生労働省ホームページ）

第1回 令和3年3月18日「高齢者施設等における感染やクラスター発生時の対応」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00252.html

第2回 令和3年4月28日「療養型病院におけるクラスター発生の支援と受援」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00258.html

第3回 令和3年7月16日「高齢者施設等における感染者発生時の対応～福祉と保健医療の関係者の相互理解と連携によって地域を強くする～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00279.html

2 障害者支援施設等の従事者等に対する定期的な検査の受検について

本県では、施設等における感染者の早期発見及び感染拡大防止を図るため、これまでも感染が発生した際には、関係者を幅広くかつ速やかに検査するとともに、県内の感染状況を踏まえながら、希望する施設等の従業者に対する定期的な検査を実施することとし、現在、まん延防止等重点措置が適応された地域（金沢市）の施設等を対象とした検査を実施しております。

今後とも、定期的な検査の実施案内があった場合には、できる限り受検していただくようお願いします。

3 障害者支援施設等において感染者が発生した場合の対応について

障害者支援施設等において感染者が発生した場合は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年

10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)等に基づき対応いただくことになるが、当該感染者が軽症者等に該当すると医師が判断した場合には、在宅で生活する障害者であれば宿泊療養や自宅療養、障害者支援施設等の入所者であれば施設内で療養をする場合があります。

その場合には、必要な感染対策を行った上で必要なサービスが継続的に提供されることが重要であることから、「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について」(令和3年2月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡)や「障害者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策について」(令和3年5月31日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)においてお示ししている留意点等を踏まえて適切な対応を実施していただくようお願いします。

(参考)

- ・「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について」(令和3年2月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000743445.pdf>

- ・「障害者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策について」(令和3年5月31日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000830273.pdf>

【事務担当】

石川県健康福祉部障害保健福祉課
企画推進グループ・自立支援グループ

TEL : 076-225-1428

FAX : 076-225-1429